

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、Aに雇用され、Bでの勤務を経た後、平成〇年〇月〇日付けでCに採用され、同日付けでD（以下「事業場」という。）へ出向を命じられ、事務に従事していた。

請求人によれば、事業場に出向後、2日に1日は2から3時間余りの残業を行い、かつ、Aでの肉体的労働から事務的労働に変わったことにより、精神的な疲労が蓄積し、それが極限に達した状態となり、平成〇年〇月〇日、右半身が脱力し、言葉が出ない状態になったという。

請求人は、同日、E病院に救急搬送され、「左被殻出血」（以下「本件疾病」という。）と診断され、その後、同年〇月〇日、Fセンターに転医し、更に同年〇月〇日、G病院に転医し、「左被殻出血、高血圧症」と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 3 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病名及び発症時期について、H医師作成の平成○年○月○日付け意見書及びI医師作成の同年○月○日付け意見書を踏まえ、当審査会としても、請求人は、平成○年○月○日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところから、以下、認定基準に基づき判断する。

### (3) 業務要因について

#### ア 異常な出来事への遭遇

請求人は、平成○年○月に入って、業務内容や業務量が大きく変化しておらず、発症の前日は、夜○時頃に退勤した旨述べており、J係長は、発症2日から3日前及び発症日に請求人の業務内容は、普段と変わりなかった旨述べていることから、決定書理由に説示するとおり、請求人が本件疾病の発症直前から前日までの間に発症原因となり得るような業務に関連する異常な出来事に遭遇したとは認められない。

#### イ 労働時間の評価について

関係者の申述によれば、組織改編直後の平成〇年〇月、〇月は業務多忙となり、時間外労働が発生していたことが認められるところ、決定書理由に説示するとおり、監督署長が認定した労働時間の算定は、「出勤簿」、「超過勤務復命書」、請求人、関係者の申述による裏付け等により作成しており、妥当であるものと判断する。

#### ウ 短期間の過重業務

請求人の発症前1週間（平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日）の勤務状況を見ると、決定書理由に説示するとおり、短期間の過重業務があったとは認められない。

#### エ 長期間の過重業務

請求人の発症前1か月間及び発症前2か月間ないし6か月間の勤務状況を見ると、決定書理由に説示するとおり、長期間の過重業務があったとは認められない。

オ 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、請求人は家庭の事情と組織改変によって疲労が蓄積していたところ、事業場における業務量増加、不適合である事務職により、精神的にも肉体的にも重圧となって本件疾病を発症した旨主張する。

この点、検討すると、請求人は、組織改編後の忙しい時期に不得手という事務職に就き、一定のストレスがあったと推認されるものの、上記ウ、エのとおり、業務と発症との関連が強いとされる時間外労働は認められない。

また、業務に伴う精神的緊張について、請求人は、B出向中に事務を〇年程度行っていた経験があり、事業場における業務内容も事務であることから、全く未経験の業務ではない。さらに、それらは高いノルマを課されている訳ではなく、極度の精神的緊張を強いられる業務でもない。決定書理由に説示するとおり、仕事への不適合や家庭の事情による心労は、認定基準において、「精神的緊張を伴う業務」として掲げられている具体的業務又は出来事のいずれにも該当しないことから、当審査会としても、請求代理人の主張を採用することはできない。

#### (4) 業務以外の要因について

請求人は、平成〇年〇月〇日付けの「総合健診結果報告書」において、「重

症高血圧の所見が認められますので、治療を受けてください。」と指摘を受け、K医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書には、「血圧治療もあり、入院指示したが、入院せず。（中略）血圧のパフレットわたす。〇月〇日予約もとっていたが、来院せず。」と記載されており、更にH医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書には、傷病名に「左被殻出血（高血圧性脳出血）」と記載されており、決定書理由に説示するとおり、請求人は、重症高血圧症の所見が認められるにも関わらず、治療を行わないまま本件疾病の発症に至ったことが認められる。

(5) 以上のことから、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、請求人には「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

4 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。